

告 発 状

平成24年1月12日

最高検察庁 御中

告発人 別紙告発人目録記載のとおり

被告発人 告発事実1につき
不詳

告発事実2につき

田 代 政 弘

(新潟地方検察庁検事)

第1 告発の趣旨

被告発人らの下記各行為は、それぞれ偽計業務妨害罪（同法第233条）並びに虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）及び同行使罪（同法第158条）を構成すると思われるので、刑事上の処罰を求める。

記

告発の事実

- 1 被告発人（不詳）は、東京地方検察庁において、同庁が受理し、あるいは独自に認知立件する刑事事件の捜査及び処分業務並びにそれらに関連する業務に従事するものであるが、同庁が、平成22年2月4日に不起訴処分（嫌疑不十分）とした衆議院議員小澤一郎に対する政治資金規正法違反被疑事件について、東京第五検察審査会に対して審査の申立てが行われたことに伴い同審査会事務局から同庁に同被疑事件の不起訴記録の提出要求が行われたことに応じて不起訴記録を送付するに当たり、同不起訴記録の送付に当たっては、検察官の不起訴処分の根拠とされた不起訴記録に含まれるすべての証拠を検察審査会に提出しなければならないにもかかわらず、不起訴を相当とする判断の根拠となり得る証拠をことさらに除外することによって、同審査申立てに対する同審査会の「起訴相当」の議決を行う可能性を高めようと企て、同年2月ころまでの間、同不起訴記録の中から、同庁特別捜査部が行なった同事件の捜査において、検察官がいわゆるゼネコン関係者に対して行った取調べの結果について「小澤議員に対して裏献金を供与したことはない」などの供述内容であった旨報告する捜査報告書等を不起訴記録から除外して同検察審査会事務局に送付することにより、不起訴記録に含まれるすべての証拠に基づいて適正に行われるべき同検察審査会の審査を、一部の証拠のみに基づいて不適正に行われるようにし、もって、偽計により業務を妨害したものである。

2 また、被告発人田代政弘は、東京地方検察庁特別捜査部に所属する検察官であり、同庁が受理、あるいは認知立件する刑事事件の捜査・処理の業務に従事していたものであるが、平成22年2月4日、同庁が不起訴処分を行った衆議院議員小澤一郎に対する政治資金規正法違反事件に関し、東京第五検察審査会において、同不起訴処分に対して審査の申立てが行われ、起訴相当とする議決が行われたことを受けて、同庁において、同事件の再捜査の一環として、同事件の関係者である衆議院議員石川知裕の取調べを行い、その結果を、捜査報告書として同部部長等に報告するに当たり、行使の目的で、同人が取調べで供述した事実がないのに、同人が、「私が『小沢先生は一切関係ありません』と言い張ったら、検事から、『あなたは11万人以上の選挙民に指示されて国会議員になったんでしょ。小沢一郎の秘書という理由ではなく、石川知裕に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るためにウソをつくのと同じようなことをしたら、選挙民を裏切ることになりますよ。』と言われたんですよ。これは結構効いたんですよ。堪えきれなくなって、小沢先生に報告し、了承も得ましたって話したんですよ。」と供述した旨同報告書に記載した上、同報告書に署名押印し、もって、虚偽の有印公文書を作成し、その後、同文書を東京第五検察審査会に送付させ、これを行行使したものである。

第2 罪名及び罰条

1 告発事実1につき

偽計業務妨害罪 刑法233条

2 告発事実2につき

虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪 刑法156条及び同158条

第3 告発の経緯

1 平成23年12月15日に東京地方裁判所において開かれた被告人小澤一郎に対するいわゆる陸山会事件の公判で、被告発人田代政弘の証人尋問（以下、「本件尋問」という。）が行われたところ、被告発人田代が、平成22年5月、同会元事務担当者の石川知裕氏の保釈後に行った取調べ（以下、「再取調べ」という。）の状況について、告発事実2記載のとおり、同氏がまったく供述していない内容を捜査報告書（以下、「本件捜査報告書」という。）に記載していたことが明らかになった。

石川氏は、再取調べの状況を録音していたものであるが、同録音記録には、告発事実記載にかかるやり取りがまったくない。

本件尋問で、この点につき被告人小澤の弁護人から追及された被告発人田代は、「数日をかけて、思い出しながら報告書をまとめる際、勾留中のやり取りなどと記憶が混同した。虚偽ではない」と弁解した。

2 石川氏は、平成22年1月の逮捕・勾留後、被告発人田代の取調べを受け、「被告人小澤の了承を得て政治資金収支報告書に虚偽記入をした」旨の供述調書（以下、「勾留中調書」という。）に署名した。

被告発人田代は、石川氏の勾留中の取調べのやり取りと再取調べでのやり取りとを混同したと弁解しているが、これはまったくの虚偽である。

そもそも検察官が取調べでの被疑者の供述内容を捜査報告書とするのは当該取調べの直後であるのが常識であり、その際にもっぱら当該取調べでの供述内容を記載するのもまた常識である。そこに過去の、まして3か月以上も前の取調べでの供述内容が「混同して」盛り込まれることは絶対にあり得ない。しかも、こうした時間的隔たりによる記憶の鮮度の差に加え、人間の記憶は、状況や環境等に関連づけられながら蓄積されるものであるところ、3か月以上前の取調べは、石川氏や被告人小澤を起訴に持ち込めるかを判断するために行われた東京拘置所における石川氏勾留中の取調べであるのに対し、本件捜査報告書に関する直近の取調べは、石川氏が起訴・保釈された後、検察審査会による1回目の起訴相当議決を受け、同審査会に見せるための調書を取ることを主たる目的として行われた（このことは、上記録音記録に残っている被告発人田代の発言から認められる。）東京地方検察庁における任意の取調べ（再聴取）であるというように、両者は相当異なる状況、場所、意識の下に行われたことを考えれば、なおのこと記憶の混同はあり得ない。

被告発人田代は、検察官として相当の年数にわたり勤務していたものであるが、そうであればなおさら、そもそも取調べ状況についての捜査報告書を作成するにあたり、当該取調べ以外のまったく別の時点で行われた取調べの際の状況を捜査報告書に記載するなどという初歩的かつ稚拙極まりない過ちを犯すはずがないのである。

また、通常、被疑者の供述が変遷したのであれば、検察官は変遷の時点で直ちにその理由を尋ねるはずであり、3か月以上も経った再取調べ時に、勾留中の取調べでの供述の理由を尋ねるということ自体が、検察官の取調べの経過としてあり得ない。

しかも、石川氏の勾留中の取調べの大半が、水谷建設からの裏献金の受領の問題に費やされたこと、特に、勾留延長後の10日間は、被告発人から担当副部長に取調べ検察官が交替し、その後はもっぱら水谷建設からの裏献金の問題について質問されていたことは、「実録 政治 v s . 特捜検察 塩野谷晶著（文春新書）」の中で石川氏自身が述べている。

このように考察すると、記憶の混同はおろか、被告発人田代が石川氏の勾留中調書中にある供述をした理由を尋ね、石川氏が説明する、という勾留中の「やり取り」自体が存在していなかったというほかない。

以上から、被告発人田代の本件尋問時の弁解は明らかに不合理であり、虚偽であることは明白である。

となれば、石川氏が「ヤクザの手下が親分を守るためにウソをつくのと同じようなことをしたら、選挙民を裏切ることになる」と考えて被告人小澤への虚偽記載の報告を認めた、という本件捜査報告書の記載は、被告発人田代による完全なねつ造であり、虚偽の内容であると認められる。

よって、被告発人田代の行為は、検察官作成名義の捜査報告書という公文書に意図的に虚偽の記載をしたものであり、虚偽公文書作成罪に該当する。

3 ところで、平成23年12月16日の東京地方裁判所における被告人小澤の公判に証人として出廷した、陸山会事件捜査に従事していた前田恒彦元検事の証言によれば、「石川（知裕）さんの調書に問題があったんじゃないですかね。（石川氏の取調べに対する同氏の弁護人による）クレームはバンバンあったくらいの印象がある。指定弁護士も調査したら1、2通見つかったと言っていたが、私の印象ではもっとあると思いました。それが（検察審査会に提出された）証拠に含まれていれば、審査会が見て、（勾留中）調書の信用性は減殺されるわけですよ。」 「この事件では捜査態勢が、途中でものすごく拡充されたんですよ。（元秘書ら逮捕者の取調べを行う『身柄班』に対して）『業者班』。ゼネコンや下請けの捜査員を増やした。でも、（作成された）調書が、まー、ないでしょ？大久保（隆規）さん、小澤さんに裏金を渡しているという検察の想定と違う取調べ内容は、証拠化しないんです。どうするかといえば、メモにしている。手書きのその場のメモということでなく、ワープロで供述要旨を整理していた。」 「水谷（建設）で言えば、4億円の原資として5千万円は水谷かもね、となっても、残りの3億5千万円については分からない。何十人の検察官が調べて、出てこない。検審にそれが示されれば、水谷建設の裏献金の信用性も、減殺されていたはず。」とある。

前田元検事の証言からは、到底看過することのできない、検察庁の検察審査会に対する不正が認められる（告発事実1）。

すなわち、被告発人田代が作成した石川氏の勾留中調書に対する同氏の弁護人からの「クレーム」に関する書面の存在や、さらには陸山会事件の捜査の結果判明した、水谷建設から被告人小澤や大久保氏への「裏金譲渡」がなかった事実が秘匿された上、裏金譲渡を否定する関係者らの供述は供述調書として作成されずにことごとく「メモ」ととどめられ、しかもこれらの書面やメモは、被告人小澤の不起訴処分の当否を審査する東京第五検察審査会には一切提出されなかったという事実である。

4 本来、検察庁が組織として不起訴処分とした判断が検察審査会によって不起訴不当あるいは起訴相当として議決されることは検察庁にとって不本意、不名誉である。

強大な捜査権力をもつ検察庁が組織として判断した処分が、一般市民によって構成される検察審査会に否定されることは、検察庁にとってはその矜持にかかわるといっても過言ではない。

ところが、本件においては、検察庁が組織を挙げて捜査に取り組んだ結果、起訴に失敗した被告人小澤に関する政治資金規正法違反事件を、検察審査会を利用して起訴させようとしたと断ぜざるを得ない。

これは、検察審査員が被告人小澤に対して不起訴相当の心証を抱くであろう、石川氏の勾留中調書に対する弁護人の「クレーム」に関する書面が隠された事実、水谷建設から被告人小澤側に裏金が渡っていないことを示す調書

が作成されず、それを示すメモも隠された上で、事件記録が審査会に送られていた事実から明らかである。

つまり、陸山会事件についての検察審査会に対する検察庁の姿勢は、従来のようにプロの捜査機関である検察庁の不起訴処分を維持してもらおうのものではなく、むしろ検察庁ですら起訴できなかつた問題のある事件を、敢えて起訴議決させるべく、検察審査会を欺こうとしたものだったのである。

そもそも、通常の運用では、検察庁が不起訴処分にした事件記録を検察審査会に送る際、記録中にある証拠の一部を除外すること自体が考えられない。まして、強大な捜査権力を行使した上でのプロの判断の根拠であるところの、不起訴処分を裏付ける証拠を除外することは前代未聞である。

これは、検察審査会の2度にわたる起訴議決がなされれば、当該被疑者が指定弁護士によって必ず起訴される現行制度を、検察庁が悪用しようと企てたからにはほかならない。

そして、このような前代未聞の企てが、被告発人田代のような一検察官の独断によって行われたとは到底考えられない。つまり、陸山会事件において、検察庁が不起訴処分を相当とする証拠を敢えて除外して検察審査会に事件記録を送った行為は、検察庁の組織的行為とみるのが自然である。

そして、①本来その全て検察審査会に送られるべき不起訴記録のうち、不起訴の根拠となる証拠（上述のメモなど）を密かに除外し、②さらには敢えて審査員に起訴の心証を抱かせようとする虚偽の証拠（本件捜査報告書）をも密かにねつ造することにより、検察庁は、検察官の不起訴処分の当否を、本来であれば何ら事前の証拠の取捨選択のなされていない全記録に基づいて審査するという、検察審査会の本質的業務を妨害したものであり、これらの密行的行為は「偽計」というほかない。

ちなみに、検察庁が検察審査会に対して当該不起訴事件の全記録を送付すべきことは、①検察官は全記録に基づいて起訴・不起訴の判断をすることから、検察審査員が事件記録の全てを見ることができなければ、検察官の不起訴判断を適正に審査できないこと、②検察庁が、検察審査会に送付すべき記録を取捨選択できるとすると、検察庁が検察審査会の議決結果を恣意的にコントロールすることが可能となり、検察審査会制度の趣旨を没却するおそれがあること、などの理由から明らかである。

5 このように、そもそも検察庁が行った組織的犯行の本質が、検察庁が総力を投入した捜査にもかかわらず起訴に失敗した被告人小澤を、あくまで検察審査会を欺くことにより起訴議決させようとしたものだったとみると、本件虚偽公文書作成罪もまた、上記の検察庁の「検察審査会だまし」の一手段として行われた犯行と位置づけるのが妥当である。

なぜならば、上述のとおり、検察庁は、多数の応援検事をも得た上での東京地方検察庁特別捜査部の組織を挙げての捜査によっても起訴に失敗した被告人小澤を、検察審査会による起訴議決を利用して是が非でも起訴「させる」べく、まず、不起訴処分を相当とする証拠を除外、隠匿している。

これだけでも、一般市民である審査員は不起訴相当の心証を抱くことが困難になるが、さらに、審査員に起訴相当の心証を抱かせるであろう証拠をねつ造して審査会に送ることにより、審査員の起訴相当の心証は決定的なものになるはずである。

本件捜査報告書の作成は、このような企て、すなわち被告発人不詳による本件偽計業務妨害罪の手段としてなされたとみるのが自然である。

現に、本件捜査報告書は東京第五検察審査会に提出されて審査の資料とされ、被告人小澤の起訴議決書にも一部が引用されており、検察庁の企て（本件偽計業務妨害罪及び本件虚偽公文書作成罪）は見事に奏功したのである。つまり、東京第五検察審査会が、東京地検特捜部の不起訴判断と異なる起訴議決をしたのは、検察審査会制度の趣旨であるところの「市民感覚の反映」というより、その審査の前提となる事件記録（証拠構造）そのものを、不起訴判断をした時のものとは異質なものにしてしまうという「偽計」に負うところが大きかったと考えられるのである。起訴議決が以上のような過程を経てなされたものである以上、被告人小澤の弁護団が、平成23年12月27日に公訴棄却の申立てを行ったことは当然のことであるが、この問題は、それだけにとどまるようなものではない。

6 虚偽公文書作成罪は、公文書の内容に虚偽があつたとしても、その影響が官公庁の内部にとどまるものであれば、実質的な処罰価値は乏しい場合もあるだろう。

しかし、本件犯行のように、その公文書が検察審査会による起訴議決という、司法作用に重大な影響を及ぼしたものは、最も悪質かつ重大な虚偽公文書作成罪であると断ぜざるを得ない。

検察官の取調べや供述調書をめぐる問題は、いわゆる郵便不正事件でも、被告人小澤の元秘書3人が起訴された政治資金規正法違反事件でも問題になった。

しかし、被疑者の供述を内容とする捜査報告書に関する本件犯行は、検察官の供述調書をめぐる諸々の問題とは性格を異にする。

捜査報告書は、供述者の署名があつて初めて文書として成立する供述調書とは異なり、検察官が一方的に作成できる書面である。その本質はあくまで捜査の状況を上司等に報告するための文書にすぎないから、被疑者の供述内容を立証する証拠としての価値は低い。このため、一般の刑事事件においては、裁判所が捜査報告書によって被疑者の供述を事実として認定することはほとんどない。

しかし、一般市民である検察審査会審査員による判断との関係では、捜査報告書の取扱いはまったく異なってくる。

証拠の種別、価値等についての知識が乏しい審査員は、捜査報告書であっても、被疑者の供述として書面に記載されていれば、それなりに信用できるもののように判断してしまうだろう。まして、公益の代表者たる検察官が作成した報告書となればなおさらである。本来であれば、審査補助員（補助弁護士）によって、本件捜査報告書の位置づけが指摘されるべきところである

うが、当該報告書と内容的に噛み合わない、不起訴判断を根拠づける証拠が除外されていたことから、どちらの証拠をより重視又は信用すべきかという問題が生じず、そのため、審査補助員の助言機能が働く契機が得られず、起訴相当とするための重要証拠として疑問なく採用されてしまったものと推察される。

しかも、上述のとおり、本件虚偽公文書作成罪は、そもそも検察庁が検察審査会を「悪用」して1人の政治家を起訴議決させるという、民主主義制度の根幹を侵そうと企てての本件偽計業務妨害罪の一手段、一環として行われたものであり、被告発人田代のみならず、検察庁による組織的犯行であると言わざるを得ない。

そして、本件偽計業務妨害罪を企図し、敢行した者は、いわゆる陸山会事件の捜査に関与し、あくまでその立件を欲していた検察官であると容易に推測できるから、現時点では本件偽計業務妨害罪の被告発人は「不詳」としておくものの、これを特定することは極めて容易なはずである。

7 以上より、本件の全容解明は、検察庁が敢えて検察審査会を悪用して、本来起訴することのできない事件、被疑者を起訴させようとした前代未聞の組織的犯罪の解明に直結するのであり、根底からの組織改革を旗印にしているはずの現在の検察庁にとって急務のはずである。

そして、本件が検察庁による組織的犯行であること、すでに被告発人田代の証言が広く報道されたことなどにかんがみると、とくに東京地方検察庁特別捜査部が本件に関する証拠を隠滅する危険が極めて大きい。

そこで、本件の全容を解明するため、まず、被告発人田代はもちろん、陸山会事件の捜査に関与した検察官のパソコン内のデータや、検察官の間での連絡文書等の証拠を差し押さえるなどの証拠保全が速やかに遂行されるよう、告発人らは強く要望する。こうした証拠保全を怠ること自体が、検察庁に対する市民の信頼をいっそう失墜させることを、検察庁は肝に銘ずるべきである。

よって、被告発人らの嚴重なる処罰を求めるため、本告発に及ぶ次第である。

以上

添付資料 1

「実録 政治 v s . 特捜検察 (文春新書) 塩野谷晶著」 1 1 3 頁

石川 私の場合はむしろ副部長に涙ながらに諭されたことがありました。「あなた、真実を言わないで、(あなたに投票した) 十一万八千六百五十五人の有権者に申し訳ないと思わないのか」と。

塩野谷 わかります。わかります。

石川 あれは一番効きましたね。いや効いたっていう意味は、なんで信じてくれな
いんだらうとショックを受けるわけですよ。だから土下座もしましたよ。「五千万
は断じてもらっていません。もう勘弁してください」って。向こうが涙を流してく
るから、こっちは土下座しかないなと思って。涙腺は強い方なんで、ほとんど泣け
ないもんですから。

事件

いいね! 3

【小沢被告第10回公判(7)】

「証拠隠しは言っただけ」 「石川議員が『土下座』」 …止まらぬ“暴露”

2011.12.16 16:40 (4/4ページ) 【小沢被告 第10回】

「私はクレームが来ていないから胸を張って任意性がある、と言えるんですけど。石川さんの調書に問題があったんじゃないですかね。(石川議員の取り調べに対する)クレームはバンバンあったくらい印象がある。指定弁護士も調査したら1、2通見つけたと言っていたが、私の印象ではもっとあると思いました。それが証拠に含まれていれば、審査会が見て、調書の信用性は減殺されるわけですよね」



大善文男裁判長(中央)の前で証言する前田恒彦元検事(左)と、証言に耳を傾ける小沢一郎民主党元代表(イラスト・井田智康)

《前田被告は息つく間もなく、小沢被告を無罪と考える根拠として、立件材料がそろわなかった点を説明する》

証人「それに、この事件では捜査態勢が、途中でものすごく拡充されたんですよ。(元秘書ら逮捕者の取り調べを行う『身柄班』に対して)『業者班』。ゼネコンや下請けの捜査員を増やした。でも、(作成された)調書が、まー、ないでしょ? 大久保さん、小沢さんに裏金を渡しているという検察の想定と違う取り調べ内容は、証拠化しないんです。どうするかといえば、メモにしている。手書きのその場のメモということではなく、ワープロで供述要旨を整理していた」

「水谷(建設)で言えば、4億円の原資として5千万円は水谷かもね、となっても、残りの3億5千万円については分からない。何十人の検察官が調べて、出てこない。検審にそれが示されれば、水谷建設の裏献金の信用性も、減殺されていたはず。想定に合わなければ証拠にならないというのがこれまでの検察で、私も感覚がずれていて、厚労省の(証拠改竄)事件を起こすことにもなった」

《昨日の敵は今日の友。前田元検事の思わぬ“援護射撃”に小沢被告は興味深そうに耳を傾けている》

次のニュース

< 前のページ

1

2

3

4

次のページ >

弁護人請求証拠
反訳書の取調べ方法について
～要旨の告知部分～

※会話形式のものについては、発言者の前に石川被告人は「石川」、田代検察官は、「検察官」と表示しますが、発言者名を言わない場合は、全て検察官の発言です。

第1. 検察官は、被告人石川の供述と検察審査会との関連について次のように言及している。

弁護人が、この反訳書で立証したいことは、

小沢一郎氏に対して、検察審査会で強制起訴の議決が下されるのではないかとこの被告人の畏怖を検察官が巧みに利用し、被告人が勾留中の供述を維持すれば、小沢一郎氏は、強制起訴にならない可能性が高い等と被告人を詐術的に誘導し、勾留中の供述を維持させたこと等である。

具体的には、検察官は以下のような会話をしている。

(00:19:40 頃から)

「あの一、基本的にはさ、どうなのかな、その、これさ、検審のね、うちが、ま、起訴するかしないかっていうのも、もちろん、これからの判断だから、そこにもかかわってくるんだけど。」

「仮に、ま、起訴せずということになって済んだ場合には、今度は検審の議決があるでしょ、そこでまた起訴相当がでちゃうと困るわけで、えーそこをなんとか、そのさ…。」「あ、ま、11人中8人が起訴相当を出さなければさ、起訴強制にはならないわけで、ハードルはかなり高いことは高いんだよね。ただ、この前は全会一致らしいからね、今度5人それが残っちゃうってなると、ま、非常にきついことはきついんだけど、それでもま、8人ってハードルは相当高いんでね、そのところを意識して。」

「でもね、そういうふうにな、多分、石川さんは小沢先生からねじまかれてきてね、弁護士からねじまかれてきて今までの供述を多分全面的に否定するだろうと、」

(00:21:55 から)

「だけど、それをやっちゃうとさ。やっぱり、その、なんていうのかな。あーそのま、いわゆる強硬な、ね、考え方の人達の思うツボっていうか。」

「もしそういうふうにしたらさ、それを読んだ人はどういうふう思うかっていう

のさ、容易に想像つくじゃない。うちの幹部にしてもそうだし、検審にしてもそうだよね、なぜそういう供述になったのかっていうのをさ、みんな色々想像するよね。」

「ほら、やっぱり絶対的権力者じゃん、あの、背景っていうか、あの先入観があるとき、有る限り、やっぱりさ、結構きついよね、その部分がね」

(00:24:28 頃から)

(石川：「そうですかー。上の方では、私が来て、全面否定すると、」)
「心配にしている人もいるし、逆に楽しみにしている人もいるっていうかさ。だから、否認、その全面否定したらね、全面否定した内容の調書とっちゃえと。それでその一、なんでその供述変わったのかと、聞けばさ、そりゃ、小沢先生に言われてとは言えないだろ、口が裂けてもね、そうすると、合理的理由なんて説明できるわけがないんだから、そりゃ説明できませんと取っちゃえと。そうすりゃ、分かるもんね。読んだ人は、どういうふうと思うかは容易に想像つくからね。うん。」

(00:32:44 頃から)

「だからここんところでき、その一あれだよ。その、検審、ま、うちの方針もそうだけど、多分その一、石川さんが、今までの話を維持してきちっとね、あの一、話をしている限り、多分その一、起訴だということにはならないんだろうと思うんだよ。うちの判断は。そりゃ、前回しているわけだから。で、ここで、また全部ひっくり返すとかっていうことになるよ、」
「また変わってくんだけど…」

(00:33:21 頃から)

(石川：「今日の調書は検審も見わけですよ。」

「だってそのために取るわけだから。」それで一、その、それを見せたときに、見せて、検審がその絶対的権力者であると、いうところにどれだけ、疑問をもつかっていうかさ。」

「だからその、絶対権力者とかなんとか言われてるけども、きちんと別になんていうのかな、話をして、逮捕されている時と同じ話をして。」

(00:35:32 頃から)

「ここで維持することが、彼らの気持ちをどう動かすかだよ。」

(00:55:47 頃から)